

組合員の皆様へ

ようやく寒さも衰え始めた今日このごろ、皆様お変わりはないでしょうか。気候が変動しやすい時期ですので、体調管理に注意しっかり行うようお願いいたします。また、インフルエンザやマイコプラズマ肺、コロナについても未だ流行しておりますので、うがい、マスク着用、手洗い、換気、等の感染症対策を徹底願います。

実施状況報告書について

2024年度（報告対象期間 2024.04.01～2025.03.31）の「実施状況報告書」

（省令様式第10号）は 2025年4月末までに必ず組合までにご提出をお願いします。

報告事項は以下の通りです。

※ 技能検定受検状況

※ 実施体制

※ 労働条件

1.実労働日数

2.所定内実労働時間数

3.超過実労働時間数

4.きまって支給する給与額（超過労働給与額を含む）

5.賞与、期末手当等特別給与額

6.控除額（食費、住居費、税・社会保険料、その他）

7.昇給率

※行方不明者の発生状況 等々

原則、報告書は実習実施者自ら記載し提出することが求められておりますので、宜しくご対応をお願いします。不明点がありましたら、組合の担当者または事務局までにお問い合わせ頂くようお願いいたします。

※様式は機構のホームページ https://www.otit.go.jp/youshiki_03/からダウンロード ができます。

緊急連絡先

【事務局】 TEL : 048-755-9591 FAX : 048-755-9827

【組合職員携帯】 ※ 070-1229-0925(日水) ※ 070-3667-8667 (杉戸) ※ 090-7019-4221(尾崎)

※ 080-3088-1839 (高橋) ※ 080-9677-1678 (モクタン)

実施検査等から見る留意点について

実習実施者に対する実地検査

これまでも外国人技能実習機構による各実習実施者の実地検査の際に下記事項が度々指摘されておりますので、ご対応のほどお願いします。

1. 技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員

- ・ 常勤であること、常勤性を示す書類を確認 (出勤簿、スケジュール帳等)
- ・ 技能実習責任者は責任者講習を受けること ※3年毎受講必須
- ・ 技能実習を行わせる場所毎 (実習先毎) 技能実習指導員最低1名は配置必要 (特に建設業)

2. 技能実習日誌

指導内容が漏れていることがあるので注意

3. 私有物収納設備の取扱いについて

「適切な宿泊施設」の要件として、「個人別の私有物収納設備」を設ける措置を講じていることとされています。この収納設備 (ロッカー、金庫など) について、プライバシーの確保や盗難防止の観点から、身の回り品を収納できる一定の容量があり、かつ施錠可能・持出不能なもの (個人別に施錠可能な部屋である場合を除く)であることが必要。

4. 宿舍の購入費用の金額が確認できる物

借上物件であれば賃貸借契約書

5. 年次有給休暇管理簿

1年あたり5日間の有給休暇の取得、企業に義務付け

6. 特別教育の実施について

技能実習計画に従って、特別教育又は技能講習が必要な作業については、必ず資格を取得させてから技能実習を行わせる必要がある。(特に建設業)

例: 「足場の組立て等の業務に係る特別教育」(平成27年7月1日施行)の実施

7. 雇用条件について

A:基本賃金支給形態

月給にも関わらず時間給で計算して支払っている

B:時間外労働に対して

雇用条件書で定める2割5分以上の率で計算して割増賃金を支払う必要がある

【外国人雇用における】最新のニュース動向①point

1) 外国人在留手続き、手数料上げ

政府にて1月1日、**外国人の在留手続きの手数料**を4月1日から引き上げる政令を閣議決定し。在留資格の変更許可など8種の申請で400円~2000円程度値上げとなる。

在留資格の変更と在留期間の更新は現行の4000円から6000円に引き上げ。

永住許可申請の手数料は8000円から10000円に変わる。

資格の変更許可や永住許可といった手続きについては戦後2度目の手数料改定となる。

オンラインでの申請は400~500円低く設定する。